2014年8月



ています。

りを許さない行動を」

と呼びかけ

破壊するもの」「戦争する国づく

会もアピー

ルを出し「憲法九条を

閣議決定に

反対の世論が広がっ 多くの世論調査もこの

しし

ます。

東久留米「九条の会」

発行:東久留米「九条の会」

転換という見かたをしてい

ます。

多くの人が批判の声をあげた

不安を表しています。

九条の

の転換」と報じ、

重大な国

の 方向

代表者 古田足日・連絡先 鈴木 042-473-9489 http://members3.jcom.home.ne.jp/higashikurume9/

メール: higashikurume9@jcom.home.ne.jp

た。

マスコミも「

戦後防衛政策

権を容認する閣議決定を行

ĺ١ 的自 ま

七月一日、

安倍内閣は

集団

法をこわす安倍内

閣

日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とす る国際平和を誠実に希求し、国権の発 動たる戦争と、武力による威嚇又は武 力の行使は、国際紛争を解決する手段 としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍 その他の戦力は、これを保持しない。 国の交戦権は、これを認めない。

ます。 逝去に続く訃報でし てお二人のご冥福をお祈り ました。 去る六月八 巨 東 た。 久留米九条の

会代表の古田足日さんが逝去され 副代表の佐野正利さんの あらため いたし

ゃ ij 方がおか しり

をしています。

う乱暴さや姑息さに対してです。 九条のような日本の憲法の中心点 会では到底許されません。 らです。 を憲法改正という手続きをせず、 を宣言するのと同じです。 これは政府を縛るという憲法の目 内閣の決定で解釈変更するとい 主旨を自ら破壊することだか 番 批判が大きい 専制独裁者が 憲法停止」 の は 憲 法

理 は戦前と同

度の実力行使は、 る明白な危険がある場合」 しています。 福追求の権利が根底から脅かされ 使 国 日本が攻められていなくとも、 は、「国民の生命、 閣議決定では、 [の軍などと戦争することがで としているのです。 つまりそういう場合 許容される、 集団的自衛権行 自由及び幸 最小 国会審 لح 限

> することも想定される」 を機雷で封鎖されると、 議で、 的な影響が出るので、 らなくなるから、 安倍首相は「 国民生活に死活 ホルムズ海 機雷を除去 旨の発言 石油が入

勝手に判断され得るということで も許されるものではありませ 合理化したのと同じ 命 国民生活に死活的影響を与えると 線」と言って、 東久留米九条の会事務局 これは戦前「 、国での色々な他 満蒙は日本の 軍事行動拡)論理 国 の行 で 動 大を とて が 生



鈴木信太郎

か の の 取り組みます。 IJ 行 条を守り、 条の会の請願署名「 会世 会場で、 使は海外で戦争をすることであ 東久留米「 9 平和憲法の破壊です。 户 6 話 白の 人までお持ちいただく 生かしてください」 収 九条の会」 署名用紙は、 9 集約します。 周年のつどい 集団的自衛 では、 憲法 9 権 九

障害者権利条約と日本国憲法

前沢・南町9条の会 矢澤健司



憲法28条2項では「日本政府が上はいておりませんでした。というが2006年12月に国連条約)が2006年12月に国連条約)が2006年12月に国連条約)が2006年12月に国連条約)が2006年12月に国連

に批准をしました。 に批准をしました。 に批准をしました。このたり、日本政府と障害者虐待防止法、 に進法及び障害者虐待防止法、 に進法及び障害者虐待防止法、 に進法及び障害者虐待防止法、 をで可決し2014年1月19日 をで可決し2014年1月19日

念の下に基本的人権、 力者を縛るための法律で、 国民の権利を侵さないように権 他の市民と同等の権利が持てる はありません。 主義と呼ばれています。この理 でそのことが記されています。 者との平等」について、 のであって、条約文には「他の ようにすることを強調している 特別の権利を謳っているわけで 憲法は、国の権力が暴走して 権利条約は、障害の 障害を有しない 恒久平和 ある人の 35 カ 所 立憲

> す。 化的な生活: 権利条約24条、 と思います。(法の中で示されており、 が憲法の中で規定され 憲法15条、 約25条、 に作られた憲法は現在の課題を **示唆している素晴らしいものだ** 権利条約27条、 権利条約も多くの条項が憲 26条、30条、 権利条約29条 憲法25条、 教育・憲法26条、 労働:憲法27 健康で文 60 年前 権利条 てい 政治:

しています。
主体であることを国際的に確認し、固有の尊厳を有する権利の本的人権を完全かつ平等に享受本的人権を完全かつ平等に享受は社会の一員としてすべての基

切です。

は次のように言っております。きょうされんの多田事務局長ているのでしょうか。これから私たちは何が求められたれののよりない。

ています。とくに制度の遅れがと切り崩しがはかられようとし保障が自己責任を強調して次々、消費税の増税や、日本の社会

の上」となります。

すなわち権

権利条約が「憲法の下、一般法ることを必要とする」、これは際法規は、これを誠実に遵守す締結した条約及び確立された国

じるしい。障害分野においては、 関係者はもちろんですが、広範 状況をみても明らかです。 は、他の分野での条約批准後の 権利条約をもとに、わが国の障 保障分野の階層と比べてもいち 輪をさらに広げていくことが大 理解・共感してもらい、 くなることはありません。 ていく運動が大切です。 批准し 条約の水準への引き上げを求め 先進諸国間においても他の社会 な市民の皆さんにも権利条約の たからといって制度が自然に良 害関連法律の見直しをはかり、 応援の それ 障害

進めていきましょう。」
あたりまえに学び、働き、自あたりまえに学び、働き、自かていくために、多くの人たちと手をつないでともに運動をちと手をつないでともに運動をするような社会や地域をついけるような社会や地域をついけるような社会や地域をついきましょう。」

改憲と連動した安倍教育政策

矢倉久泰 (滝山)

(二〇〇六年) をもとにしたも **ब** 教育をしやすくなります。 おり、時の政権が思うがままの 任を持って行うことを規定して の先取り的な内容になっていま のであり、自民党がめざす改憲 のときに改定した教育基本法 二十も盛り込み、国が教育に責 改革」策を打ち出 いずれも彼が第一 改定基本法は「徳目」を . 政権 は 矢継ぎ早に教 してい 次政権 ま 育

価することにしています。
り、子どもの道徳力をなんと評に「格上げ」し、教科書をつくに「格上げ」し、教科書をつくついて、まず取り組んだのが道ついて、まず取り組んだのが道

学生に配りました。これにはという準教科書を今年から小中省が編集した『私たちの道徳』「心のノート」をやめて、文科「値のの教科書ができるまで、

が先取りされています。いる「公益及び公の秩序」など自民党の改憲草案にうたわれてを愛する心」や「公共の精神」、を愛する心」や「公共の精神」、を愛する心」「節度節制」「社」

すでに、尖閣諸島や竹島につ 教育基本法に従わない教科書は するなどと定めました。 そして解 の 最高裁判例に基づく記述に かられるなどと定めました。 そして がり の です。 近現代史で通説がない 教科書も国家統制が強まりそ

つ造発言です。第二次大戦でアるべきだ」という意見もあったるべきだ」という意見もあった書が増えています。自民党内に書の増土」と明記した教科国固有の領土」と明記した教科

すます結べなくなります。
ジア近隣諸国との平和友好はます。こうした記述が増えればアようとする考えは根強くありまらえた日本の加害責任を否定しジア諸国の人々に多大な被害を

教育委員会制度も変わります。教育委員会は戦前の教育制度の反省に立ち、国家の統制を受けず、住民自治による教育を受けず、住民自治による教育を要が議会の同意を得て教育を関が一九五六年に廃止され、首を選任するようになりました。教育委員会制度も変わります。教育委員会制度も変わりま

李回の改定では、首長に一今回の改定では、首長に一今回の改定では、首長にまりて が、教育委員会はそれに基づい で行政を行うなどというもので で行政を行うなどというもので で行政を行うなどというもので で行政を行うなどというもので で行政を行うなどというもので で行政を行うなどというもので

いては、政府見解に従い「日本

これによって、首長が思う

きるようになります。 五四制などの制度に変えたりで採択したり、六三制をやめて否定する「つくる会教科書」をでいなります。戦争の加害責任をがままの教育を行うことが可能

改定基本法には「国を愛する心」の育成とともに「他国をる心」の育成とともに「他国をを置し、国際社会の平和と発展に参加する「人づくり」にしよいをしているのではないでしょうとしているのではない」の音様行使に尽くす人を育てるには、国際平和方か。そうではなく、国際平和方か。そうではなく、国際平和方か。そうではなく、国際平和方か。そうではなく、国際平和方が。そうではなく、国際平利と発展である。



民大集会

米「九条の会」として発言しま 学習センター で開かれ、東久留 6月27日に市民大集会が生涯

集団的自衛権の最低限度の行

むだけならバレナイと相談して 他なりません。 使は、「 アリの一穴」 やり方に いる」と言っています。 友達は憲法泥棒であり、少し盗 林節氏は、「 安倍さんとそのお 改憲派である小

進むことが大切だと考えます。 世代に言われないために、 ひとりが主権者であることを自 なかったか、という問いを次の 戦争前になぜ戦争を止められ 絶対にあきらめずに前に

集 団 本源を学ぶ |的自衛権の

諏訪勝久 (小山・幸町九条の会)

られなくなった」と講師を引き 倍内閣の憲法違反に黙ってはい めて」という鈴木弁護士は、安 名が参加しました。 習会をひらきました。 的自衛権」のテーマで、 護士を招いて「憲法9条と集団 月5日、「明日の自由を守る若 手弁護士の会」から鈴木律文弁 「こういう学習会の講師は初 小 Щ 幸町九条の会では、 当日は26 憲法学 7

法は国連憲章の精神を受けてつ ために生まれたこと、 ソの力の対決の自由を保障する だが、「集団的自衛権」は、米 権」はその蓄積を踏まえたもの 利」であること、「個別的自衛 にうちたてられた大切な「権 受けた思いを語りました。 つの世界大戦の尊い犠牲のうえ 学習会では、「自衛権」は二 日本国憲

1 な

くられ、

憲法9条は本来「

集団

で受理された。

これは決定では 4月に委員会

をオスロに送り、

早速署名活動を始めて一回

目

味は十分にある。

れなら日本国憲法には受賞の意

(大山智子)

許されないことなど、世界の歴 憲法を変えずに解釈で「 的自衛権」とは相いれないこと、 史をふりかえり学びました。 目衛権」を認めるようなことは 集団的

憲法九条に ノー ベル平和賞 !

かけで始まった。 主婦が思いついたことがきっ この運動は神奈川県座間市の

びかけたらどうだろう。 ンターネットを活用して広く呼 が平和と和解、民主主義と人権 賞した。 来ることはないか。そこからイ きない。なにか家庭にいても出 も平和運動やデモなどに参加で の向上に貢献が理由だった。 2012年に

いが平和賞を受 日ごろ子育てに追われて、何 即自体には問題がある

> 4 ないのでさらに署名活動を続け ている。 496) にあります。 みなさんのご協力をお願 6 |喫茶室アコルデ (473 なお用紙は 東本町13 ίì

(岸亮夫)

ます。

9周年のつどい開催します 東久留米「九条の会」 9月6日(土)14:00開演(13:30開場 ール(東久留米生涯学習センタ お話と落語:古今亭菊千代さん

胡演奏:三浦るいさん

前売り券800円(当日1000円)障がい者・ 大学生以下無料 「平和でなければ落語は笑ってもらえない」「またもや9条の危機が来 9条羽織を脱ぐことができません。」 女性初の真打。 古今亭菊 「9」の字の紋付で世界を行脚する落語家、 憲法9条への思いを共にしましょう。 落語を大いに楽しみながら、

|検索| ホームページは随時更新中 ご意見、ご感想をお聞かせください。 東久留米「九条の会」で